

## 「熊本県新型コロナウイルス感染症対応資金」に関する よくあるお問合せ

### 問1 この資金の概要・特徴は？

売上減少等の一定の要件を満たせば、「実質無利子（当初3年）、無担保、保証料ゼロ、据置最長5年」で借りられる、融資限度額4,000万円の資金です。

なお、利子補給に当たっては、事業者は一旦利子を支払い、県が事後的に補助する仕組みとしています。

### 問2 取扱期間は？

令和2年5月7日から令和2年12月31日の保証協会受付分までです。また、令和3年1月31日までに貸付を受ける必要があります。

### 問3 この資金への借換えはできるの？

できます。熊本県信用保証協会の保証付きの債務であれば、県制度融資はもちろん、それ以外の既往債務から借換えができます。ただし、新型コロナウイルス感染症対応資金間での借換えは原則としてできません。

### 問4 どこに申し込むの？

金融機関（銀行、信用金庫、信用組合）に申し込んでください。また、最寄りの商工会や商工会議所等でも申し込みができます。

問5 県外に本店を置く取扱金融機関の県外支店も申し込み窓口になるの？

なります。ただし、熊本県内で事業を営む中小企業者である必要があります。

問6 創業して1年経過していないけど、この資金は利用できるの？

できます。この資金は、同一事業を3カ月以上継続していれば利用対象となります。

問7 利子補給補助金の請求書はいつまで出せばいいの？

上半期（2/1～7/31）にお支払いの利子については 8/31 まで、下半期（8/1～1/31）にお支払いの利子については 2/10 までに（いずれも当日消印有効）県への請求手続きが必要です。請求書が提出されないとお支払いができませんので、忘れないように期限内に提出してください。

請求書様式はこちら（記入例を参考にしてください）

[https://www.pref.kumamoto.jp/kiji\\_31183.html](https://www.pref.kumamoto.jp/kiji_31183.html)

問8 どこに提出すればいいの？

下記住所へ郵送で提出してください。

〒862-0950

熊本市中央区水前寺 6 丁目 5-19

熊本県庁会議棟 1 号館 4 階

熊本県 商工振興金融課 宛て